

## 平成26年三条市議会第2回定例会請願文書表

受理番号	第 43 号	受理年月日	平成26年3月10日
件名	集団的自衛権行使容認の解釈改憲 反対の意見書提出を求める請願		
紹介議員	武藤元美君		
請 願 文			
<p><b>【請 願 理 由】</b></p> <p>安倍首相は、今第186回国会の答弁で、集団的自衛権の行使について「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることで可能であり、憲法改正が必要との指摘は当たらない」と述べた。</p> <p>これは、解釈改憲で集団的自衛権の行使容認に踏み込むものであり、現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止されるという歴代政権の憲法解釈を覆して、日本を海外で戦争する国に変えるものであり、断じて容認できない。</p> <p>さらに、安倍首相の「(政府の)最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受ける」との言明は、立憲主義を否定する暴論と言わざるを得ない。</p> <p>政府自身、2004年6月18日付けの閣議決定で、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる」としている。</p> <p>安倍首相の発言は、この閣議決定にも背き、憲法の最高規範性を否定し、国家権力を縛るという立憲主義を乱暴に否定するものと言わなければならない。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について請願いたします。</p> <p><b>【請 願 事 項】</b></p> <p>1 内閣総理大臣に対して、立憲主義を否定する集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対する意見書を提出されたい。</p>			

付託委員会

総務文教常任委員会